



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *2 和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (総務課)..... 8
- *3 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例 (人事課)..... 9
- *4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 9
- *5 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 9
- *6 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 10
- *7 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 10
- *8 非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 (")..... 10
- *9 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 11
- *10 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 11
- *11 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (")..... 12
- *12 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 12
- *13 和歌山県税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例 (税務課)..... 13
- *14 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (市町村課)..... 17
- *15 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 18
- *16 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 19
- *17 附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (企画総務課)..... 19
- *18 水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (環境管理課)..... 20
- *19 和歌山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 (県民生活課)..... 20
- *20 和歌山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例 (福祉保健総務課)..... 21
- *21 和歌山県自殺対策緊急強化基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例 (障害福祉課)..... 21
- *22 修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (医務課)..... 21
- *23 和歌山県地域医療再生臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 23
- *24 和歌山県がん対策推進条例の一部を改正する条例 (健康推進課)..... 23
- *25 和歌山県国民健康保険運営協議会条例 (")..... 24
- *26 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (公営企業課)..... 25
- *27 和歌山県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例 (労働政策課)..... 25
- *28 和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例 (農業農村整備課)..... 26
- *29 和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (道路保全課)..... 26
- *30 和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例 (教育委員会)..... 33

- *31 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (〃)..... 33
- *32 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (〃)..... 33
- *33 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (〃)..... 34
- *34 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウェーブ設置及び管理条例の一部を改正する条例 (〃)..... 34
- *35 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例 (〃)..... 34
- *36 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部)..... 35
- *37 和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例 (〃)..... 35
- *38 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不法行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例 (〃)..... 35
- *39 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)..... 37

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例

1 条例概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うこととしました。(第2条、第33条の2、第34条及び第40条関係)

2 施行期日

平成29年5月30日から施行します。ただし、第40条の見出しの改正規定は、公布の日から施行します。

◇ 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事及び副知事の期末手当の支給割合を改めました。(第3条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事及び副知事の給料及び期末手当の額を減ずる期間を延長しました。(本則関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

職員の給与について、次のとおり改正を行うこととしました。

- (1) 初任給調整手当を支給する職に獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職を加えました。(第20条関係)
- (2) 和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、勤勉手当の支給割合を改めました。(第24条関係)

2 施行期日

平成29年4月1日から施行します。ただし、1の(2)の改正の規定は、公布の日から施行します。

◇ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給与について、第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員の期末手当の支給割合を改めました。(第 6 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付職員の給与について、特定任期付職員の期末手当の支給割合を改めました。(第 10 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

1 条例概要

一般職非常勤職員の報酬の額の上限及び勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復することに係る費用弁償の取扱いを改めるとともに、規定の整備を行うこととしました。(第 3 条及び別表関係)

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

児童福祉法の一部改正に伴う規定の整備を行うとともに、所要の改正を行うこととしました。(第 2 条及び第 2 条の 2 関係)

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

育児を行う職員の早出遅出勤務について、所要の改正を行うこととしました。(第 8 条の 2 関係)

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

義務教育学校の新設に伴い、所要の改正を行うこととしました。(附則第 2 項関係)

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を定めるとともに、規定の整備を行うこととしました。(第 1 条、第 6 条及び第 7 条関係)

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

1 条例概要

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部改正に伴い、次の条例について、地方消費税率の引上げの実施時期を平成 31 年 10 月 1 日とするとともに、個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長するほか、県民税の法人税割の税率の引下げの実施時期等を変更するなど所要の改正を行いました。

- (1) 和歌山県税条例の一部を改正する条例（平成 24 年和歌山県条例第 53 号。附則第 1 項関係。）
- (2) 和歌山県税条例（附則第 6 項の 6、第 6 項の 8 の 2、第 28 項及び第 28 項の 3 関係）
- (3) 和歌山県税条例の一部を改正する条例（平成 28 年和歌山県条例第 52 号。第 1 条、第 2 条、附則第 1 項及び第 3 項～第 10 項関係。）
- (4) 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（附則第 4 項関係）
- (5) 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（平成 28 年和歌山県条例第 53 号。附則第 1 項及び第 2 項関係。）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例等に基づく知事の権限に属する事務の一部を関係市町村が処理することとするとともに、工場立地法等の一部改正に伴う規定の整備等を行うこととしました。（第 2 条関係）

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 2 条の表 34 の項の改正規定、同表 61 の項の改正規定（同項を同表 59 の項とする部分を除く。）及び同表 73 の項の改正規定（同項を同表 71 の項とする部分を除く。）は、公布の日から施行します。

◇ 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

本人確認情報の利用に係る事務に準特定優良賃貸住宅の管理に関する事務等を加えるとともに、本人確認情報の提供に係る教育委員会の事務に特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等を加えるほか、所要の改正を行うこととしました。（別表第 1 及び別表第 2 関係）

2 施行期日

平成 29 年 5 月 30 日から施行します。

◇ 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う規定の整備を行うとともに、準特定優良賃貸住宅の管理に関する事務において個人番号を利用することができることとしました。（第 1 条、第 5 条及び別表第 1 関係）

2 施行期日

平成 29 年 5 月 30 日から施行します。

◇ 附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事の附属機関として和歌山県データ利活用コンペティション表彰選考委員会及び和歌山県データを利活用した公募型研究事業者選定委員会を設置するとともに、規定の整備を行うこととしました。(第 2 条関係)

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 水質汚濁防止法第 3 条の規定に基づく排水基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

水質汚濁防止法第 3 条の規定に基づき県が定める排水基準に係る経過措置を改めました。(附則第 2 項及び第 3 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。(第 13 条、第 18 条、第 20 条及び第 21 条関係)

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

1 条例概要

和歌山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を廃止することとしました。

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県自殺対策緊急強化基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

1 条例概要

和歌山県自殺対策緊急強化基金を廃止することとしました。

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県立医科大学において、医学の課程を修めて卒業した医師で精神科、小児科又は救急科に係る専門研修を受け、引き続き県内公的医療機関で診療に従事しようとする者に対して貸与した研修資金について、その返還に係る債務を免除することとしました。(本則関係)

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県地域医療再生臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県地域医療再生臨時特例基金について、原資として国から交付された交付金を国に返還するために要する経費の財源に充てることができる特例を定めました。(附則関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県がん対策推進条例の一部を改正する条例

1 条例概要

がん対策基本法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第 2 条及び第 6 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県国民健康保険運営協議会条例

1 条例概要

和歌山県国民健康保険運営協議会を設置しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

企業職員の給与について、災害応急対策、災害復旧その他これらに関連する業務に係る事務の処理のため、地方自治法に基づき派遣され、又は他の職員の職を兼ねることに伴う住居の移転の直前に居住していた住宅を引き続き借り受けている職員を住居手当の支給の対象とするとともに、所要の改正を行いました。(第 6 条の 3 関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

1 条例概要

和歌山県緊急雇用創出事業臨時特例基金を廃止することとしました。

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

1 条例概要

国営南紀用土地改良事業(国営施設応急対策)について負担金を徴収することとするともに、所要の改正を行いました。(第 2 条及び第 4 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

1 条例概要

道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料を徴収する占用物件に地下に設けるものの区分を加えるとともに、道路占用料の額を改定するほか、所要の改正を行うこととしました。(別表関係)

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

教育委員会の事務局の職員の定数を改めることとしました。(第 2 条関係)

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、教育職員の給与について、勤勉手当の支給割合を改めました。(第 20 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

義務教育学校の新設に伴う規定の整備等を行うこととしました。(第 2 条、第 18 条、第 21 条の 2 及び別表第 4 関係)

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

義務教育学校の新設に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第 2 条関係)

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブの 501 会議室から 603 会議室までを廃止することとしました。(別表関係)

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

市町村立の小学校及び中学校並びに県立の高等学校及び特別支援学校の児童生徒数及び学級数の変動等に伴い、職員の定数を改めるとともに規定の整備を行うこととしました。(第 2 条及び第 4 条関係)

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、警察職員の給与について、勤勉手当の支給割合を改めました。(第 22 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

1 条例概要

警察官の定員及び階級別定員を改めることとしました。(第 2 条関係)

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県民等の平穏な生活を保持することを目的として、卑わいな行為及び嫌がらせ行為の内容を見直すとともに、罰則を強化することとしました。(第4条、第11条、第18条及び第19条関係)

2 施行期日

平成29年7月1日から施行します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

主な内容は、次のとおりです。

- (1) 和歌山県子ども・女性・障害者相談センターの多目的ホール及び会議室の使用料の額を定めるとともに、所要の改正を行うこととしました。(別表第1第11項の2関係)
- (2) 和歌山県立わかやま館の第1会議室を廃止するとともに、会議室の種別を改めることとしました。(別表第1第12項関係)
- (3) 和歌山県立図書館文化情報センターのメディア・アート・ホール及び講義・研修室の使用区分及び使用料の額を改めることとしました。(別表第1第22項関係)
- (4) 喀痰吸引等研修の実施に係る手数料を廃止することとしました。(別表第3第5項関係)
- (5) 和歌山県工業技術センターの機器の導入に伴い、手数料の額を定めることとしました。(別表第3第6項関係)
- (6) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額を改めるとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部施行に伴い、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査に係る手数料の額を定めるほか、所要の改正を行うこととしました。(別表第3第13項関係)

2 施行期日

平成29年4月1日から施行します。ただし、1の(2)の改正規定は、平成29年6月1日から施行します。

条 例

和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第2号

和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例

和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第33条の2中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第34条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

第40条の見出し中「審査会」を「審議会」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第40条の見出しの改正規定は、公布の日から施行する。

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 3 号

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 4 号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成13年和歌山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第 1 項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、第 2 項中「平成28年12月」を「平成29年12月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 5 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「35年以内」の次に「、第3号に掲げる職に係るものにおいて採用の日から11年以内」を加え、「第3号」を「第4号」に、「（第1号及び第2号）」を「（第1号から第3号まで）」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職
で人事委員会規則で定めるもの 月額 3 万 3,000 円

第24条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改
め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第24条第2項の改正規定は、公布の日から施行
する。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 6 号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正
する。

第6条第3項中「100分の157.5」を「100分の162.5」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 7 号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）の一部を次の
ように改正する。

第10条第2項から第4項までの規定中「100分の157.5」を「100分の162.5」に、「100分の167.5」
を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 8 号

非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例（昭和28年和歌山県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「とする」を「とし、その支給方法については、一般職の職員の例による」に改め、同条第2項中「であって、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）第15条第1項に該当するもの」を削り、「費用の弁償として次の各号に掲げる職員の区分に応じ、1月につき、当該各号に定める額を支給する」を「費用弁償については、一般職の職員の通勤手当の例による」に改め、同項各号を削り、同条第3項を削る。

別表任命権者において日額で支給することを適当と認める者の項中「7,980円」を「8,400円」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第9号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(イ)中「次条各号に掲げる者を含む」を「育児休業法第2条第1項に規定する子をいう」に改める。

第2条の2を次のように改める。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第10号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年和歌山県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項中「職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年和歌山県条例第 9 号）第 2 条の 2 各号に掲げる者を含む」を「育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう」に改め、同項第 2 号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 11 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成 21 年和歌山県条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 12 号

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 26 年和歌山県条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 項」の次に「、第 3 項」を加える。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第 6 条の 2 法第 26 条の 6 第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者（同条第 1 項に規定する配偶者をいう。次条第 1 号及び第 8 条第 1 項第 1 号から第 3 号までにおいて同じ。）の第 4 条第 1 号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他人事委員会がこれに準ずると認める事情とする。

第 7 条第 1 号中「（法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第 1 項第 1 号から第 3 号までにおいて同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第13号

和歌山県税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 1 条 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (平成24年和歌山県条例第53号) の一部を次のように改正する。

附則第 1 項ただし書中「平成29年 4 月 1 日」を「平成31年10月 1 日」に改める。

(和歌山県税条例の一部改正)

第 2 条 和歌山県税条例 (昭和25年和歌山県条例第37号) の一部を次のように改正する。

附則第 6 項の 6 中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第 6 項の 8 の 2 中「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第28項の前に見出しとして「(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)」を付し、同項中「字句は、」の次に「それぞれ」を加える。

附則第28項の 3 中「平成29年」を「平成33年」に改める。

(和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (平成28年和歌山県条例第52号) の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

第 1 条の 2 和歌山県税条例の一部を次のように改正する。

附則第14項の11中「平成28年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項第 1 号中「平成15年 3 月31日」を「平成16年 3 月31日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」に改め、同項第 2 号中「平成17年 3 月31日」を「平成18年 3 月31日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」に改め、同項の表第61条第 1 項第 1 号アの項中「第61条第 1 項第 1 号ア」を「第 1 項第 1 号ア」に改め、同表第61条第 1 項第 1 号イの項中「第61条第 1 項第 1 号イ」を「第 1 項第 1 号イ」に改め、同表第61条第 1 項第 2 号アの項中「第61条第 1 項第 2 号ア」を「第 1 項第 2 号ア」に改め、同表第61条第 1 項第 2 号イの項中「第61条第 1 項第 2 号イ」を「第 1 項第 2 号イ」に改め、同表第61条第 1 項第 2 号ウ(ア)の項中「第61条第 1 項第 2 号ウ(ア)」を「第 1 項第 2 号ウ(ア)」に改め、同表第61条第 1 項第 2 号ウ(イ)の項中「第61条第 1 項第 2 号ウ(イ)」を「第 1 項第 2 号ウ(イ)」に改め、同表第61条第 1 項第 3 号ア(イ)の項中「第61条第 1 項第 3 号ア(イ)」を「第 1 項第 3 号ア(イ)」に改め、同表第61条第 1 項第 3 号イの項中「第61条第 1 項第 3 号イ」を「第 1 項第 3 号イ」に改め、同表第61条第 1 項第 4 号の項中「第61条第 1 項第 4 号」を「第 1 項第 4 号」に改め、同表第61条第 1 項第 5 号ア(ア)の項中「第61条第 1 項第 5 号ア(ア)」を「第 1 項第 5 号ア(ア)」に改め、同

表第61条第1項第5号ア(ウ)の項中「第61条第1項第5号ア(ウ)」を「第1項第5号ア(ウ)」に改め、同表第61条第1項第5号イ(ア)の項中「第61条第1項第5号イ(ア)」を「第1項第5号イ(ア)」に改め、同表第61条第1項第5号イ(イ)の項中「第61条第1項第5号イ(イ)」を「第1項第5号イ(イ)」に改め、同表第61条第1項第5号イ(エ)の項中「第61条第1項第5号イ(エ)」を「第1項第5号イ(エ)」に改め、同表第61条第2項第1号の項中「第61条第2項第1号」を「第2項第1号」に改め、同表第61条第2項第2号の項中「第61条第2項第2号」を「第2項第2号」に改める。

附則第14項の12中「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項第4号中「以下この号において」を「次項において」に、「平成27年度以降」を「平成32年度以降」に、「(次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120」を「に100分の110」に改め、「かつ平成32年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)以上」を削り、同項の表第61条第1項第1号アの項中「第61条第1項第1号ア」を「第1項第1号ア」に改め、同表第61条第1項第1号イの項中「第61条第1項第1号イ」を「第1項第1号イ」に改め、同表第61条第1項第2号アの項中「第61条第1項第2号ア」を「第1項第2号ア」に改め、同表第61条第1項第2号イの項中「第61条第1項第2号イ」を「第1項第2号イ」に改め、同表第61条第1項第2号ウ(ア)の項中「第61条第1項第2号ウ(ア)」を「第1項第2号ウ(ア)」に改め、同表第61条第1項第2号ウ(イ)の項中「第61条第1項第2号ウ(イ)」を「第1項第2号ウ(イ)」に改め、同表第61条第1項第3号ア(ア)の項中「第61条第1項第3号ア(ア)」を「第1項第3号ア(ア)」に改め、同表第61条第1項第3号ア(イ)の項中「第61条第1項第3号ア(イ)」を「第1項第3号ア(イ)」に改め、同表第61条第1項第3号イの項中「第61条第1項第3号イ」を「第1項第3号イ」に改め、同表第61条第1項第4号の項中「第61条第1項第4号」を「第1項第4号」に改め、同表第61条第1項第5号ア(ア)の項中「第61条第1項第5号ア(ア)」を「第1項第5号ア(ア)」に改め、同表第61条第1項第5号ア(ウ)の項中「第61条第1項第5号ア(ウ)」を「第1項第5号ア(ウ)」に改め、同表第61条第1項第5号イ(ア)の項中「第61条第1項第5号イ(ア)」を「第1項第5号イ(ア)」に改め、同表第61条第1項第5号イ(イ)の項中「第61条第1項第5号イ(イ)」を「第1項第5号イ(イ)」に改め、同表第61条第1項第5号イ(エ)の項中「第61条第1項第5号イ(エ)」を「第1項第5号イ(エ)」に改め、同表第61条第2項第1号の項中「第61条第2項第1号」を「第2項第1号」に改め、同表第61条第2項第2号の項中「第61条第2項第2号」を「第2項第2号」に改める。

附則第14項の13中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の120」に、「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第61条第1項第1号アの項中「

第61条第1項第1号ア」を「第1項第1号ア」に改め、同表第61条第1項第1号イの項中「第61条第1項第1号イ」を「第1項第1号イ」に改め、同表第61条第1項第2号アの項中「第61条第1項第2号ア」を「第1項第2号ア」に改め、同表第61条第1項第2号イの項中「第61条第1項第2号イ」を「第1項第2号イ」に改め、同表第61条第1項第2号ウ(ア)の項中「第61条第1項第2号ウ(ア)」を「第1項第2号ウ(ア)」に改め、同表第61条第1項第2号ウ(イ)の項中「第61条第1項第2号ウ(イ)」を「第1項第2号ウ(イ)」に改め、同表第61条第1項第3号ア(ア)の項中「第61条第1項第3号ア(ア)」を「第1項第3号ア(ア)」に改め、同表第61条第1項第3号ア(イ)の項中「第61条第1項第3号ア(イ)」を「第1項第3号ア(イ)」に改め、同表第61条第1項第3号イの項中「第61条第1項第3号イ」を「第1項第3号イ」に改め、同表第61条第1項第4号の項中「第61条第1項第4号」を「第1項第4号」に改め、同表第61条第1項第5号ア(ア)の項中「第61条第1項第5号ア(ア)」を「第1項第5号ア(ア)」に改め、同表第61条第1項第5号ア(イ)の項中「第61条第1項第5号ア(イ)」を「第1項第5号ア(イ)」に改め、同表第61条第1項第5号イ(ア)の項中「第61条第1項第5号イ(ア)」を「第1項第5号イ(ア)」に改め、同表第61条第1項第5号イ(イ)の項中「第61条第1項第5号イ(イ)」を「第1項第5号イ(イ)」に改め、同表第61条第1項第5号イ(エ)の項中「第61条第1項第5号イ(エ)」を「第1項第5号イ(エ)」に改め、同表第61条第2項第1号の項中「第61条第2項第1号」を「第2項第1号」に改め、同表第61条第2項第2号の項中「第61条第2項第2号」を「第2項第2号」に改める。

第2条のうち和歌山県税条例附則第14項の14から第18項までを削る改正規定中「第14項の14から第18項まで」を「第14項の12から第16項まで」に改める。

第2条中和歌山県税条例附則第14項の13を改め、同項を同条例附則第18項の3とする改正規定及び同条例附則第14項の12を改め、同項を同条例附則第18項の2とする改正規定を削る。

第2条中和歌山県税条例附則第14項の11を改め、同項を同条例附則第18項とする改正規定を次のように改める。

附則第14項の11の前の見出しを削り、同項に見出しとして「(自動車税の種別割の税率の特例)」を付し、同項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項において同じ」を「法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。次項において同じ」を「同項第2号に規定する天然ガス自動車をいう」に、「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項第3号において同じ」を「同項第3号に規定する電力併用自動車をいう」に、「バス(一般乗合用のものに限る。)」を「第73条の5第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用バス」に改め、「自動車税」の次に「の種別割」を加え、「第61条第1項及び第2項」を「同項及び同条第2項」に改め、同項第1号中「道路運送車両法第7条第1項」を「第60条第3項」に、「この項から附則第14項の13まで」を「この項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第2号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「法第149条第1項第5号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項を附則第16項とする。

第 2 条中和歌山県税条例附則第14項の10の 2 の次に見出し及び 9 項を加える改正規定を次のように改める。

附則第14項の10の 2 の次に次の 1 項を加える。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

15 営業用の自動車に対する第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 号	100分の 1	100分の0.5
第 2 号	100分の 2	100分の 1
第 3 号	100分の 3	100分の 2

第 2 条中和歌山県税条例附則第14項の10の 2 の次に見出し及び 9 項を加える改正規定の次に次のように加える。

附則第17項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

17 削除

附則第17項の 2 から第17項の12までを削る。

附則第18項を次のように改める。

18 削除

附則第 1 項第 2 号中「第 2 条 (次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第 8 項及び第 9 項」を「第 1 条の 2 及び附則第 6 項」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(4) 第 2 条 (前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第10項の規定 平成31年10月 1 日

(5) 附則第 9 項の規定 平成32年 4 月 1 日

附則第 3 項中「附則第 1 項第 2 号」を「附則第 1 項第 4 号」に改める。

附則第 4 項中「附則第 1 項第 2 号」を「附則第 1 項第 4 号」に改め、「第 2 条」の次に「の規定」を加える。

附則第 5 項中「附則第 1 項第 2 号」を「附則第 1 項第 4 号」に改める。

附則第10項中「附則第 1 項第 2 号」を「附則第 1 項第 4 号」に改め、同項を附則第11項とし、附則第 9 項を附則第10項とし、附則第 8 項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項中「平成29年度」を「平成31年度分の附則第 1 項第 4 号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度」に、「平成28年度分までの」を「平成31年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項の前の見出しを削り、同項中「附則第 1 項第 2 号」を「附則第 1 項第 4 号」に改め、同項を附則第 7 項とし、附則第 5 項の次に次の見出し及び 1 項を加える。

(自動車税に関する経過措置)

6 附則第 1 項第 2 号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例の規定中自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第 4 条 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例 (平成27年和歌山県条例第68号) の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「平成29年 3 月31日」を「平成30年 3 月31日」に改める。

(和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 5 条 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (平成28年和歌山県条例第53号) の一部を次のように改正する。

附則第 1 項ただし書及び第 2 項中「平成29年 4 月 1 日」を「平成31年10月 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 9 年 3 月 2 3 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第14号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例 (平成11年和歌山県条例第38号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の表 6 の項⁽¹⁵⁾中「及び」を「、」に、「又は」を「及び」に改め、同項⁽²³⁾中「第11条第 1 項」を「第12条第 1 項」に改め、同項⁽²⁴⁾中「第12条第 1 項」を「第13条第 1 項」に改め、同項⁽³²⁾中「(31)」を「(33)」に改め、同項⁽³²⁾を同項⁽³⁴⁾とし、同項⁽³¹⁾中「第21条第 1 項」を「第24条第 1 項」に改め、同項⁽³¹⁾を同項⁽³²⁾とし、同項⁽³²⁾の次に次のように加える。

(33) 条例第26条第 4 項の規定による過料の処分

第 2 条の表 6 の項⁽³⁰⁾中「第20条」を「第23条第 1 項及び第 2 項の規定による勧告、同条第 3 項の規定による命令及び勧告並びに同条第 4 項及び第 5 項」に改め、同項⁽³⁰⁾を同項⁽³¹⁾とし、同項⁽²⁹⁾中「第18条」を「第21条」に改め、同項⁽²⁹⁾を同項⁽³⁰⁾とし、同項⁽²⁸⁾中「第17条」を「第20条」に、「(25)」を「(26)」に改め、同項⁽²⁸⁾を同項⁽²⁹⁾とし、同項⁽²⁷⁾中「第16条第 1 項」を「第19条第 1 項」に、「(25)」を「(26)」に改め、同項⁽²⁷⁾を同項⁽²⁸⁾とし、同項⁽²⁶⁾中「第15条第 1 項」を「第18条第 1 項」に、「(25)」を「(26)」に改め、同項⁽²⁶⁾を同項⁽²⁷⁾とし、同項⁽²⁵⁾中「第14条第 1 項」を「第17条第 1 項」に改め、同項⁽²⁵⁾を同項⁽²⁶⁾とし、同項⁽²⁴⁾の次に次のように加える。

(25) 条例第15条第 1 項及び第 5 項の規定による認定、同条第 6 項及び第 7 項の規定による届出の受理並びに同条第 8 項及び第 9 項の規定による認定の取消し

第 2 条の表34の項中「第60条の 3 第 1 項ただし書」を「第60条の 3 第 1 項第 3 号及び第 2 項ただし書」に、「和歌山市」を「、和歌山市」に改め、同表59の項及び60の項を削り、同表61の項中「(同条第 8 項)」

を「及び第 7 項（これらの規定を同条第 9 項）」に、「及び同条第 7 項」を「並びに同条第 8 項」に改め、「各市町村」の次に「（法第 15 条の 2 第 1 項に規定する指定市町村を除く。）」を加え、同項を同表 59 の項とし、同表 62 の項から 72 の項までを 2 項ずつ繰り上げ、同表 73 の項中「各市町村」の次に「（(1)から(4)まで及び(6)から(8)までについては、法第 4 条第 1 項に規定する指定市町村に該当する町村を除く。）」を加え、同項を同表 71 の項とし、同表 74 の項から 77 の項までを 2 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の表 34 の項の改正規定、同表 61 の項の改正規定（同項を同表 59 の項とする部分を除く。）及び同表 73 の項の改正規定（同項を同表 71 の項とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 15 号

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成 20 年和歌山県条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

- 5 和歌山県営住宅条例（平成 9 年和歌山県条例第 42 号）第 2 条第 2 号に規定する準特定優良賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
- 6 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「就学支援金法」という。）第 2 条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）に在学する生徒又は学生の保護者等（就学支援金法第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。）に対する奨学給付金の支給に関する事務（以下「奨学給付金支給事務」という。）であって規則で定めるもの
- 7 高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第 3 条第 1 項に規定する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務（以下「学び直し支援金支給事務」という。）であって規則で定めるもの

別表第 2 教育委員会の部 2 の項中「（平成 14 年和歌山県条例第 37 号）」の次に「第 2 条の規定」を加え、「に係る債権の回収」を削り、同部に次のように加える。

4 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）第 2 条第 1 項の規定による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
5 奨学給付金支給事務であって規則で定めるもの

6 学び直し支援金支給事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成29年 5 月30日から施行する。

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第16号

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年和歌山県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条中「第19条第 9 号」を「第19条第10号」に改める。

別表第 1 中

「	の	」を
「	の	」に
	(3) 和歌山県営住宅条例（平成 9 年和歌山県条例第42号）第 2 条第 2 号に規	定する準特定優良賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
」		」

改める。

附 則

この条例は、平成29年 5 月30日から施行する。

附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第17号

附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表和歌山県企画部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の項中「事務」の次に「（和歌山県データを利活用した公募型研究事業者選定委員会の項に掲げる事務を除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

和歌山県データ利活用コンペティション表彰選考委員会	和歌山県データ利活用コンペティションの表彰の選考についての審議に関する事務
和歌山県データを利活用した公募型研究事業者選定委員会	和歌山県データを利活用した公募型研究事業者の選定についての審査に関する事務

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第18号

水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年和歌山県条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「又は溶融めっき業に」を「に」に、「平成28年11月30日」を「平成31年11月30日」に改める。

附則第3項中「非鉄金属第1次製錬・精製業又は非鉄金属第2次製錬・精製業」を「金属鉱業」に、「金属鉱業」を「非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第19号

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年和歌山県条例第32号）の一部を次のように改正する。
第13条第3号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第18条の見出し中「等」を削り、同条中「法第54条第3項に規定する書類の提出にあつては事後遅滞なく、同条第4項に規定する書類の提出にあつては事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）、これらの書類をそれぞれ添付した提出書を知事に提出してする」を「事後遅滞なく行う」に改める。

第20条（見出しを含む。）中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第21条第1号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同条第2号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）による改正前の特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「旧法」という。）第44条第1項の認定又は旧法第58条第1項の仮認定を受けている特定非営利活動法人によるこの条例の施行の日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第54条第4項（旧法第62条において準用する場合を含む。）の書類の提出については、なお従前の例による。

和歌山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第20号

和歌山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
和歌山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成21年和歌山県条例第62号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県自殺対策緊急強化基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第21号

和歌山県自殺対策緊急強化基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
和歌山県自殺対策緊急強化基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成21年和歌山県条例第66号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第22号

修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例（平成 3 年和歌山県条例第24号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

特 定 診 療 科 医 師 確 保 研 修 資 金	県内における精神科、小児科又は救急科（以下この項において「特定診療科」という。）の診療に従事する医師の確保及び充実を図るため、和歌山県立医科大学において、医学の課程を修めて卒業し、臨床研修を修了した医師であって、規則で定めるもので特定診療科に係る専門研修を受けるため、規則で定める県内の公的な医療機関（以下この項において「県内公的医療機関」という。）に勤務し、特定診療科の診療に従事しようとするものに対して貸	(1) 和歌山県立医科大学を卒業し、医師免許を取得した後引き続き県内公的医療機関において医業に従事した期間（県内公的医療機関において研修等を受けた期間及び県内公的医療機関以外の規則で定める医療機関であって、特定診療科の先進的な医療を行うものにおいて専門研修を受けた期間（1年以内に限る。以下この項において「先進医療専門研修期間」という。）を含む。以下この項において「業務従事期間」という。）が9年に達し、かつ、業務従事期間のうち7年間で、県内公的医療機関で特定診療科の診療に従事した期間（臨床研修を受けた期間を除き、県内公的医療機関において専門研修を受けた期間及び先進医療専門研修期間を含む。）であるとき。ただし、災害、疾病その他やむを得ない事由が生じたときは、当該事由が存続する間は、県内公的医療機関において引き続き特定診療科の診療に従事し、又は研修等を受けることを要しないものとする。	債務の全部
	与する研修資金	(2) 業務従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は医業若しくは研修等に起因する心身の故障のため、県内公的医療機関において特定診療科の診療を継続することができなくなったとき。	

		(3) 前号に該当する場合を除くほか、死亡 その他やむを得ない理由により、貸与を 受けた研修資金を返還することが困難で あると認められるとき。	債務の 全部又 は一部
--	--	--	-------------------

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県地域医療再生臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第23号

和歌山県地域医療再生臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
和歌山県地域医療再生臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成22年和歌山県条例第1号）
の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（処分の特例）

- 基金は、第6条の規定にかかわらず、原資として国から交付された交付金を国に返還するために要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第24号

和歌山県がん対策推進条例の一部を改正する条例

和歌山県がん対策推進条例（平成24年和歌山県条例第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第2項に規定する保険者及び同法第48条に規定する後期高齢者医療広域連合」に改める。

第6条中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県国民健康保険運営協議会条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第25号

和歌山県国民健康保険運営協議会条例

(設置)

第 1 条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号。次条において「改正法」という。）附則第 9 条の規定に基づき、和歌山県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 改正法附則第 7 条の規定による国民健康保険事業の運営に関する方針の作成に関すること。
- (2) 改正法第 4 条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の 7 第 1 項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する重要事項

(組織)

第 3 条 協議会は、次の各号に定める委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者を代表する委員 3 人
- (2) 保険医又は保険薬剤師（健康保険法（大正11年法律第70号）第64条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。第 5 条第 2 項において同じ。）を代表する委員 3 人
- (3) 公益を代表する委員 3 人
- (4) 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 7 条第 3 項に規定する被用者保険等保険者をいう。第 5 条第 2 項において同じ。）を代表する委員 2 人

2 委員は、知事が任命する。

3 委員の任期は、前項の規定による任命の日から平成30年 3 月31日までとする。

(会長)

第 4 条 協議会に会長 1 人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、国民健康保険の被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者を代表する委員各 1 人以上を含む過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(雑則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間における第3条第1項第4号の規定の適用については、同号中「高齢者の医療の確保に関する法律」とあるのは、「改正法第10条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律」と読み替えるものとする。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第26号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年和歌山県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第1号中「第3号」を「以下この条」に改め、「借り受け」の次に「、月額1万2,000円を超える」を、「家賃」の次に「（使用料を含む。以下この条において同じ。）」を、「職員」の次に「（知事が指定するものを除く。）」を加え、同条第2号を削り、同条第3号中「借り受け、」の次に「月額1万2,000円を超える」を加え、同号を同条第2号とし、同条に次の2号を加える。

(3) 災害応急対策、災害復旧その他これらに関連する業務に係る事務の処理のため地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定による派遣をされている職員で、当該派遣に伴う住居の移転の直前に居住していた住宅（知事が指定するものを除く。）を引き続き借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの

(4) 災害応急対策、災害復旧その他これらに関連する業務に係る事務の処理のため他の職員の職を兼ねている職員で、当該職を兼ねることに伴う住居の移転の直前に居住していた住宅（知事が指定するものを除く。）を引き続き借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第27号

和歌山県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
和歌山県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成21年和歌山県条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第28号

和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例（平成4年和歌山県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (5) 国営南紀用土地改良事業（国営施設応急対策）

第4条第1項第2号中「第2条第1項第2号から第4号まで」を「第2条第1項第2号から第5号まで」に、「年5パーセント」を「土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第53条第2項の農林水産大臣が定める率を勘案して知事が定める率」に改め、同条第2項第2号中「（昭和24年政令第295号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第29号

和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
和歌山県道路占用料徴収条例（昭和28年和歌山県条例第7号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占 用 物 件	占 用 料				
	単 位	所 在 地			
		第2級地	第3級地	第4級地	第5級地

法第32条第 1項第1号 に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき 1年	660	440	350	300
	第2種電柱		1,000	680	540	470
	第3種電柱		1,400	920	730	630
	第1種電話柱		590	400	320	270
	第2種電話柱		950	630	500	440
	第3種電話柱		1,300	870	690	600
	その他の柱類		59	40	32	27
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メー トルにつき 1年	6	4	3	3
	地下に設ける電線その他の線 類		4	2	2	2
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	580	390	310	270
地下に設ける変圧器	占用面積1 平方メー トルにつき1 年	350	240	190	160	
変圧塔その他これに類するも の及び公衆電話所	1個につき 1年	1,200	790	630	540	
郵便差出箱及び信書便差出箱		500	330	270	230	
広告塔	表示面積1 平方メー トルにつき1	3,800	1,700	960	670	

		年				
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,200	790	630	540
法第32条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	25	17	13	11
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		35	24	19	16
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		53	36	28	24
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		71	47	38	33
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110	71	57	49
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		140	95	76	65
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		250	170	130	110
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		350	240	190	160
	外径が1メートル以上のもの		710	470	380	330
法第32条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設	占用面積 1 平方メートルにつき 1	1,200	790	630	540	

法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	年	Aに0.005を乗じて得た額			
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額			
	上空に設ける通路			1,900	870	480	340
	地下に設ける通路			1,100	520	290	200
その他のもの		1,200	790	630	540		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	38	17	10	7
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	380	170	96	67
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	380	170	96	67
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	3,800	1,700	960	670
	標識		1本につき1年	950	630	500	440

	旗ざお	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき 1日	38	17	10	7
		その他のもの	1本につき 1月	380	170	96	67
	幕（令第7 条第4号に 掲げる工事 用施設であ るものを除 く。）	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1 平方メート ルにつき1 日	38	17	10	7
		その他のもの	その面積1 平方メート ルにつき1 月	380	170	96	67
	アーチ	車道を横断する もの	1基につき 1月	3,800	1,700	960	670
		その他のもの		1,900	870	480	340
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1 平方メート	1,200	790	630	540
令第7条第3号に掲げる施設			ルにつき1 年	Aに0.034を乗じて得た額			
令第7条第4号に掲げる工 事用施設及び同 条第5号に掲げる工 事用材料			占用面積1 平方メート ルにつき1 月	380	170	96	67
令第7条第6号に掲げる 仮設建築物及び同 条第7号に掲げる施 設				120	79	63	54
令第7条第 8号に掲げ	トンネルの上又は高架の道路 の路面下（当該路面下の地下	占用面積1 平方メート		Aに0.01 5を乗じ	Aに0.01 7を乗じ	Aに0.01 9を乗じ	Aに0.02 4を乗じ

る施設	を除く。)に設けるもの		ルにつき 1 年	て得た額	て得た額	て得た額	て得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額			
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額			
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			
	階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額					
その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額					
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.024を乗じて得た額				
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額				
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額				
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.034を乗じて得た額					

令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額			
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額			

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があった場合は同日におけるその区分によるものとする。
 - (1) 第2級地 和歌山市
 - (2) 第3級地 海南市、有田市、御坊市、岩出市、湯浅町及び美浜町
 - (3) 第4級地 橋本市、新宮市、紀の川市、有田川町、日高町、由良町、白浜町、上富田町及び太地町
 - (4) 第5級地 田辺市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、広川町、印南町、みなべ町、日高川町、すさみ町、那智勝浦町、古座川町、北山村及び串本町
- 3 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下3において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 4 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下4において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 5 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 6 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 7 Aは、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。
- 8 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計

算する。

- 9 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第30号

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県職員定数条例（平成9年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「223人」を「222人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第31号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100の42.5」を「100分の40」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第32号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第18条第1項第1号中「多級小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程（児童を2学級以上に編成するものに限る。）を含む。）」を加え、同項第2号及び第4号中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改め、同項第5号及び第6号中「中学校又は」を「中学校、義務教育学校又は」に改める。

第21条の2第1項中「中学校及び」を「中学校、義務教育学校又は」に改める。

別表第4中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第33号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年和歌山県条例第38号）
の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第34号

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例の一部を改正する条例
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表501会議室の項から603会議室の項までを削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第35号

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県立学校等職員定数条例（昭和31年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「2,097人」を「2,048人」に改め、同条第3号中「1,067人」を「1,087人」に改める。

第4条第1号中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加え、「3,913人」を「3,943人」に改め、「中学校」の次に「（義務教育学校の後期課程を含む。）」を加え、「2,273人」を「2,249人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第36号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100の42.5」を「100分の40」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第37号

和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

和歌山県地方警察職員定員条例（昭和32年和歌山県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「191人」を「192人」に、「1,239人」を「1,245人」に、「650人」を「652人」に、「2,174人」を「2,183人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第38号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「のぞき見し、又は撮影する」を「のぞき見る」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 着衣等で覆われている他人の下着等を撮影し、又は撮影する目的で写真機等を向け、若しくは設置すること。

第4条第3項中「公衆浴場、公衆便所、公衆が利用することができる更衣室その他の公衆」を「浴場、更衣室、便所その他の人」に改め、同項第1号中「のぞき見し、又は撮影する」を「のぞき見る」に改め、同項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加え、同項を同条第4項とする。

- (2) 姿態を撮影し、又は撮影する目的で写真機等を向け、若しくは設置すること。

第4条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 何人も、次に掲げる場所又は乗物において、他人を著しく羞恥させ、又は他人に不安を覚えさせるような方法で、着衣等で覆われている他人の下着等を撮影し、又は撮影する目的で写真機等を向け、若しくは設置してはならない。

- (1) 集会場、事務所、教室その他の特定かつ多数の者が利用するような場所
(2) バスその他の特定かつ多数の者が利用するような乗物
(3) タクシーその他の不特定の者が利用するような乗物（公共の乗物を除く。）

第11条第6号中「若しくは」を削り、「用いて」の次に「送信し、その他電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を用いて」を加える。

第18条第7項を同条第9項とし、同条第6項中「者」の次に「（前項各号に規定する者を除く。）」を加え、同項を同条第8項とし、同条第5項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 7 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 常習として第4条第1項（第3号に規定する行為に係る部分に限る。）、第2項又は第3項の規定に違反して撮影した者
(2) 常習として第4条第4項（第2号に規定する行為に係る部分に限る。）の規定に違反して浴場、更衣室、便所その他の人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態である場所にいる当該状態にある人の姿態を撮影した者

第18条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項第1号中「者」の次に「（第1項各号に規定する者を除く。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項（第3号に規定する行為に係る部分に限る。）、第2項又は第3項の規定に違反して

撮影した者

- (2) 第 4 条第 4 項 (第 2 号に規定する行為に係る部分に限る。) の規定に違反して浴場、更衣室、便所その他の人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態である場所にいる当該状態にある人の姿態を撮影した者

第19条第 1 項中「前条第 2 項第 4 号」を「前条第 3 項第 4 号」に、「第 3 項第 5 号、第 4 項第 2 号又は第 5 項」を「第 4 項第 5 号、第 5 項第 2 号又は第 6 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 9 年 3 月 2 3 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第39号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例 (昭和22年和歌山県条例第28号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 第11項の 2 を次のように改める。

11の 2 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター使用料

- (1) 診療所の使用料の額は、診療点数表による額に準ずる。ただし、特に必要がある場合においては、知事が別にその額を定めることができる。
- (2) 多目的ホール及び会議室

種 別	使用区分及び使用料		
	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで
多目的ホール	3,020円	3,230円	6,250円
第 2 会議室	1,310円	1,410円	2,720円
体育館会議室	510円	570円	1,080円

備考

- 1 参加者から費用を徴収する場合を除き、子供、女性又は障害者の福祉の増進を図ることを目的に使用すると知事が認めるときは、使用料を免除することができる。
- 2 この表に定める使用時間を超えて使用する場合は、当該使用料の 1 時間当たりの額に 100 分の 120 を乗じて得た額をその超える使用時間 1 時間当たりの使用料の額とする。この場合において、その超える使用時間が 1 時間に満たないとき、又はその超える使用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、1 時間として計算する。

別表第 1 第 12 項第 1 号の表中

「 第 1 会議室	5,000円	6,670円	10,490円	」を
--------------	--------	--------	---------	----

削り、「第 2 会議室」を「第 1 会議室」に、「第 3 会議室」を「第 2 会議室」に、「第 4 会議室」を「第 3 会議室」に、「第 5 会議室」を「第 4 会議室」に、「第 6 会議室」を「第 5 会議室」に改め、別表第 1 第 22 項第 1 号の表中「午前 10 時」を「午前 9 時」に、

「 7,610円	を	「 11,410円	に、
-------------	---	--------------	----

「20,570円」を「23,500円」に、「30,850円」を「34,270円」に、

「 入場料 有料の 場合 11,420円	を	「 入場料 有料の 場合 17,130円	に、
----------------------------------	---	----------------------------------	----

「30,860円」を「35,260円」に、「46,260円」を「51,400円」に、「5,080円」を「7,620円」に、「13,710円」を「15,660円」に、「20,560円」を「22,840円」に改め、同表備考 3 を次のように改める。

- 3 この表に定める使用時間を超えて使用する場合のその超える使用時間の使用料の額は、1 時間につき、次に掲げる種別の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。この場合において、その超える使用時間が 1 時間に満たないとき、又はその超える使用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、1 時間として計算する。

- (1) メディア・アート・ホール (入場料無料の場合) 5,710円
- (2) メディア・アート・ホール (入場料有料の場合) 8,560円
- (3) 講義・研修室 3,800円

別表第 3 第 5 項中第 17 号を削り、第 18 号を第 17 号とし、同表第 6 項第 7 号イ中(㉔)を(㉕)とし、(イ)から(㉖)までを(㉗)から(㉘)までとし、(㉙)の次に次のように加える。

- (イ) 3 次元変位変形量測定 1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。)

につき 3,730円

別表第 3 第 6 項第 15 号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 分子モデリング

(ア) 量子化学計算法

- a モデリング 1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。)
 - につき 3,640円
- b 計算 1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。)
 - につき 570円

(イ) 分子動力学計算法

- a モデリング 1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。)
 - につき 4,020円
- b 計算 1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。)
 - につき 940円

別表第 3 第 13 項第 12 号ア(ア) a 中「住宅のみの建築物」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成 27 年法律第 53 号。以下この号において「建築物省エネ法」という。) 第 11 条第 1 項に規定する住宅部分 (以下この号において「住宅部分」という。) を有するもの (同項に規定する非住宅部分 (以下この号において「非住宅部分」という。) を有する建築物を除く。)」に改め、同号ア(ア) a (a) 中「建築物を認定する場合」を「住宅 (1 棟の建築物からなる 1 戸の住宅をいう。以下この号において同じ。) 又は共同住宅等 (共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。) の住戸を認定する場合 ((b) に規定する場合を除く。)」に改め、同号ア(ア) a (a) の表を次のように改める。

床面積の合計	金 額
200 平方メートル未満のもの (適合証の添付がない場合)	35,000円
200 平方メートル未満のもの (適合証の添付がある場合)	5,000円
200 平方メートル以上のもの (適合証の添付がない場合)	39,000円
200 平方メートル以上のもの (適合証の添付がある場合)	5,000円
備考 「適合証」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が、申請に係る建築物の法第 53 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画が法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものであることを証する書面をいう。	

別表第 3 第 13 項第 12 号ア(ア) a (b) 中「一戸建ての建築物以外の建築物の住戸部分 (以下この号において「

住戸部分」という。)のみ」を「共同住宅等の全体」に、「住戸部分につき、(a)」を「建築物につき、次」に改め、同号ア(ア) a (b)に次の表を加える。

床面積の合計	金額
300平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	71,000円
300平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	10,000円
300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	119,000円
300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	21,000円
2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	202,000円
2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	46,000円
5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	290,000円
5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	83,000円
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	571,000円
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	133,000円
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	1,009,000円

25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	202,000円
50,000平方メートル以上のもの（適合証の添付がない場合）	1,855,000円
50,000平方メートル以上のもの（適合証の添付がある場合）	306,000円
備考 「適合証」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、申請に係る建築物の法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合するものであることを証する書面をいう。	

別表第3第13項第12号ア(ア) a (c)及び(d)を削り、同号ア(ア) b を次のように改める。

- b 申請に係る建築物が非住宅部分を有するもの（住宅部分を有する建築物を除く。）を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

方法の別	床面積の合計	金額
モデル建築物法等以外の方法	300平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	235,000円
	300平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	10,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	379,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	28,000円
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	542,000円
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	83,000円
	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	667,000円

	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	131,000円
	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	789,000円
	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	166,000円
	25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	900,000円
	25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	207,000円
	50,000平方メートル以上のもの（適合証の添付がない場合）	1,122,000円
	50,000平方メートル以上のもの（適合証の添付がある場合）	290,000円
モデル建物法等	300平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	90,000円
	300平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	10,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	150,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	28,000円
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	244,000円
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	83,000円

5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	318,000円
5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	131,000円
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	382,000円
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	166,000円
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がない場合）	448,000円
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの（適合証の添付がある場合）	207,000円
50,000平方メートル以上のもの（適合証の添付がない場合）	581,000円
50,000平方メートル以上のもの（適合証の添付がある場合）	290,000円

備考

- 1 「モデル建物法等」とは、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）I. 第1の1の1-2ただし書及び2の2-1ただし書に定める方法に該当するものをいう。
- 2 「適合証」とは、建築物省エネ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、申請に係る建築物の法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合するものであることを証する書面をいう。

別表第3第13項第12号ア(ア)に次のように加える。

- c 申請に係る建築物が住宅部分及び非住宅部分を有するものである場合
 - (a) 一戸建ての住宅の全体を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物の住宅部分につき、a(a)の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、申請に係る建築物の非住宅部分につき、bの表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、

それぞれ同表の右欄に定める額を加えて得た額とする。

- (b) 共同住宅等の全体を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物の住宅部分につき、a (b)の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、申請に係る建築物の非住宅部分につき、b の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えて得た額とする。

別表第 3 第13項第12号ア(イ)中「場合」の次に「の」手数料の額は、申請に係る建築物につき、第 8 号ア(ア)に定める額に、申請の内容に応じ、(ア)に定める額を加えて得た額とする。」を加え、同号ア(イ) a を削り、同号イを次のように改める。

イ 法第55条第 1 項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査又は同項の軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査

- (ア) 申請に係る建築物の床面積の増加を伴わない変更の場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、アの規定の例による額とする。この場合において、アの規定中「床面積の合計」とあるのは、「変更に係る部分の床面積の 2 分の 1 に相当する床面積」とする。
- (イ) 申請に係る建築物の床面積の増加を伴う変更（当該変更に係る部分に(ア)の変更に該当するものを含むものを除く。）の場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、アの規定の例による額とする。この場合において、アの規定中「床面積の合計」とあるのは、「増加する床面積」とする。
- (ウ) 申請に係る建築物の床面積の増加を伴う変更（当該変更に係る部分に(ア)の変更に該当するものを含むものに限る。）の場合の手数料の額は、申請に係る建築物の床面積の増加を伴わない変更に係る部分の床面積につき、(ア)に定める額に、申請に係る建築物の増加する床面積につき、(イ)に定める額を加えて得た額とする。

別表第 3 第13項第15号ウ(ア)中「のみの建築物」を「を有するもの（非住宅部分を有する建築物を除く。）」に改め、同号ウ(ア) a の表備考 1 中「基準省令」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」に、「、同号ロ(イ)及び第 8 条第 2 号に定める」を「及び同号ロ(イ)の」に改め、同表備考 2 中「基準省令」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」に、「に定める」を「の」に改め、同表備考 3 中「登録住宅性能評価機関が」の次に「、申請に係る建築物が」を加え、「掲げる基準に適合することを証した」を「規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることを証する」に改め、同号ウ(ア) b 中「一戸建ての住宅以外の住宅の建築物全体」を「共同住宅等」に改め、同号ウ(ア) b の表備考 1 中「基準省令」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」に、「、同号ロ(イ)及び第 8 条第 2 号に定める」を「及び同号ロ(イ)の」に改め、同表備考 2 中「基準省令」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」に、「に定める」を「の」に改め、同表備考 3 中「登録住宅性能評価機関が」の次に「、申請に係る建築物が」を加え、「掲げる基準に適合することを証した」を「規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることを証する」に改め、同号ウ(イ)中「のみの建築物」を「を有するもの（住宅部分を有する建築物を除く。）」に改め、同号ウ(イ)の表中

「 基 準	「 方法の別
----------	-----------

標準入力 法・主要 室入力法	を	モデル建 物法以外 の方法	に改め、同表備考を次のように改める。
----------------------	---	---------------------	--------------------

備考

- 1 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 号口の基準による方法をいう。
- 2 「適合証」とは、法第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、申請に係る建築物が法第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることを証する書面をいう。

別表第 3 第 13 項第 15 号ウ(ウ)を次のように改め、同号ウを同号オとする。

- (ウ) 申請に係る建築物が住宅部分及び非住宅部分を有するものである場合
- a 一戸建ての住宅を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物の住宅部分につき、(ア) a の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、申請に係る建築物の非住宅部分につき、(イ)の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えて得た額とする。
 - b 共同住宅等を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物の住宅部分につき、(ア) b の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、申請に係る建築物の非住宅部分につき、(イ)の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えて得た額とする。

別表第 3 第 13 項第 15 号イ中「審査 申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1 に相当する床面積（床面積の増加を伴う変更にあつては、当該増加に係る床面積を加えるものとする。）に応じてアに定める額」を「審査又は同項の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査」に改め、同号イに次のように加え、同号イを同号エとする。

- (ア) 申請に係る建築物の床面積の増加を伴わない変更の場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、ウの規定の例による額とする。この場合において、ウの規定中「床面積の合計」とあるのは、「変更に係る部分の床面積の 2 分の 1 に相当する床面積」とする。
- (イ) 申請に係る建築物の床面積の増加を伴う変更（当該変更に係る部分に(ア)の変更に該当するものを含むものを除く。）の場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、ウの規定の例による額とする。この場合において、ウの規定中「床面積の合計」とあるのは、「増加する床面積」とする。
- (ウ) 申請に係る建築物の床面積の増加を伴う変更（当該変更に係る部分に(ア)の変更に該当するものを含むものに限る。）の場合の手数料の額は、申請に係る建築物の床面積の増加を伴わない

変更に係る部分の床面積につき、(7)に定める額に、申請に係る建築物の増加する床面積につき、(4)に定める額を加えて得た額とする。

別表第 3 第13項第15号ア(7) a 中「のみの建築物」を「を有するもの（同項に規定する非住宅部分（以下この号において「非住宅部分」という。）を有する建築物を除く。）」に改め、同号ア(7) a (a)中「又は一戸建ての住宅以外の住宅の住宅部分のみを認定する場合」を「（1棟の建築物からなる1戸の住宅をいう。以下この号において同じ。）又は共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。）の住戸を認定する場合（(b)に規定する場合を除く。）」に改め、同号ア(7) a (a)の表備考中「登録住宅性能評価機関が」の次に「、申請に係る建築物の法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が」を加え、「ことを証した」を「ものであることを証する」に改め、同号ア(7) a (b)中「一戸建ての住宅以外の住宅の建築物」を「共同住宅等の」に改め、同号ア(7) a (b)の表備考中「登録住宅性能評価機関が」の次に「、申請に係る建築物の法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が」を加え、「ことを証した」を「ものであることを証する」に改め、同号ア(7) b 中「（以下この号において「非住宅部分」という。）のみの建築物」を「を有するもの（住宅部分を有する建築物を除く。）」に改め、同号ア(7) b の表中

基 準		方法の別	
標準入力 法・主要 室入力法	を	モデル建 物法以外 の方法	に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準による方法をいう。
- 2 「適合証」とは、法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、申請に係る建築物の法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものであることを証する書面をいう。

別表第 3 第13項第15号ア(7) c を次のように改める。

- c 申請に係る建築物が住宅部分及び非住宅部分を有するものである場合
 - (a) 一戸建ての住宅の全体を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物の住宅部分につき、a (a)の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、申請に係る建築物の非住宅部分につき、b の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えて得た額とする。
 - (b) 共同住宅等の全体を認定する場合の手数料の額は、申請に係る建築物の住宅部分につき、

a (b)の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、申請に係る建築物の非住宅部分につき、bの表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えて得た額とする。

別表第3第13項第15号ア(イ)を次のように改め、同号アを同号ウとする。

(イ) 法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、第8号ア(ア)に定める額に、申請の内容に応じ、(ア)に定める額を加えて得た額とする。

別表第3第13項第15号にア及びイとして次のように加える。

ア 法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（イにおいて「建築物エネルギー消費性能適合性判定」という。）の申請に対する審査の手数料の額は、申請に係る建築物につき、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

方法の別	床面積の合計	金額
モデル建築物法以外の方法	300平方メートル未満のもの	235,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの	379,000円
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの	542,000円
	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの	667,000円
	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの	789,000円
	25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの	900,000円
	50,000平方メートル以上のもの	1,122,000円
モデル建築物法	300平方メートル未満のもの	90,000円
	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの	150,000円
	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの	244,000円
	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの	318,000円

10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの	382,000円
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの	448,000円
50,000平方メートル以上のもの	581,000円

備考 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1号ロの基準による方法をいう。

イ 法第12条第2項後段若しくは法第13条第3項後段の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査又は法第12条第2項前段若しくは法第13条第3項前段の軽微な変更
に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査

- (ア) 申請に係る建築物の床面積の増加を伴わない変更の場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、アの規定の例による額とする。この場合において、アの規定中「床面積の合計」とあるのは、「変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する床面積」とする。
- (イ) 申請に係る建築物の床面積の増加を伴う変更（当該変更に係る部分に(ア)の変更に該当するものを含むものを除く。）の場合の手数料の額は、申請に係る建築物につき、アの規定の例による額とする。この場合において、アの規定中「床面積の合計」とあるのは、「増加する床面積」とする。
- (ウ) 申請に係る建築物の床面積の増加を伴う変更（当該変更に係る部分に(ア)の変更に該当するものを含むものに限る。）の場合の手数料の額は、申請に係る建築物の床面積の増加を伴わない
変更に係る部分の床面積につき、(ア)に定める額に、申請に係る建築物の増加する床面積につき、
(イ)に定める額を加えて得た額とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第1第12項第1号の表の改正規定は、平成29年6月1日から施行する。